

地方交付税の所要総額の確保等を求める決議

地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国が定めた一定水準の行政サービスを、国民が全国どこで生活しても享受できるようにするための地方自治体の共有財源であり、地方自治体においては、地方税と並び極めて重要な一般財源である。

平成18年度までの三位一体の改革においては、3兆円の税源移譲及び4兆円の国庫補助負担金の改革が実現したものの、地方の自由度・裁量性が高まらず、さらには地方交付税等が5.1兆円削減されるなど、自主財源に乏しい地方自治体にとって、厳しい結果となっている。

去る7月7日、政府においては、今後の経済財政運営の基本方針となる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太方針2006）」を閣議決定したところであるが、今後の地方交付税制度改革に当たっては、地方交付税が持つ財源保障機能及び財政調整機能を踏まえるとともに、この骨太方針2006に沿い、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保すべきである。

また、平成19年度から導入される新型交付税の算定に当たっては、地方自治体の人口構成や、地理的条件、社会経済条件等の違いを考慮し、地方自治体と協議の上、現実の地方財政運営に支障が生じないように、十分配慮すべきである。

以上、決議する。

平成18年11月9日

全国市議会議長会